

名 称 確認調査業務規程	改定番号		制定日	2009.4.1
	制定部門	確認調査部門	総ページ	7

確認調査業務規程

1. 総 則

1 - 1 目的

この業務規程は、登録調査機関として行なう確認調査業務の実施方法、確認調査に関する料金等の調査業務に関する事項等について、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則第 36 条に基づき定める。

1 - 2 適用範囲

この業務規程は、エネルギー使用の合理化に関する法律に規定する登録調査機関として行う業務に適用する。

事業所：株式会社 総 研

所在地：栃木県宇都宮市小幡二丁目 4 番 5 号

1 - 3 用語の定義

(1) 法

エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和 5 4 年法律第 4 9 号）をいう。

(2) 施行令

エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和 5 4 年政令第 2 6 7 号）をいう。

(3) 規則

エネルギー使用の合理化に関する法律施行規則（昭和 5 4 年通商産業省令第 7 4 号）をいう。

(4) 確認調査

エネルギー使用の合理化に関する法律第 3 9 条の規定に基づき、同法第 2 0 条第 1 項の登録を受けて登録調査機関の行う調査をいう。

(5) 標準作業書、手順書

この業務規程等に基づき、対象の部門に対する詳細な手順を記述した文書である。

1 - 4 制定及び改廃

この業務規程の制定及び改廃に当っては、確認調査部門が作成、確認調査部門管理者が審査し、運営管理者が承認して行なう。

1 - 5 適用

この規程は、登録になった日から適用する。

2. 確認調査業務の実施及び管理の方法に関する事項

- (1) 確認調査業務を実施するに当たり、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者を役員の中からそれぞれ 1 名配置する。
- (2) 確認調査の方法については、エネルギーの使用の合理化に関する法律第 4 3 条第 2 項の経済産業業令で定める方法により行う。
- (3) 確認調査業務の実施及び管理に当っては、次に示す文書に従い行う。

標準作業書

標準作業書は、次に示す事項を記載した文書とする。

- イ 確認調査の項目及び項目ごとの調査方法
- ロ 確認調査に当たっての注意事項
- ハ 確認調査により得られた結果の処理の方法
- ニ 確認調査に関する記録の帳簿への記載事項
- ホ 作成及び改定年月日
- ヘ その他

職務分掌規程

職務分掌規程は組織内の各部門の権限、責任及び相互関係等について記載したものである。

内部点検作業書

内部点検作業書は、内部点検の方法を記載したものである。

精度管理手順書

精度管理手順書は、精度管理の方法を記載したものである。

研修計画書

信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門の業務に従事する者の研修の計画を記載したものである。

- (4) その他

その他、登録調査機関として行う業務に関して規程する必要があると思われる事項が出てきた場合に文書化し管理する。

3 . 確認調査の業務を行なう時間及び休日に関する事項

3 - 1 確認調査の業務を行う時間

確認調査の業務を行う時間は、午前 8 時 1 5 分から午後 5 時 3 0 分までを原則とする。

3 - 2 休日

土曜日、日曜日及び祝日

1 2 月 2 9 日から翌年 1 月 3 日まで

その他年度計画による指定休日 (年間約 3 日間)

4. 確認調査の業務を行う場所に関する事項

エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定する登録調査機関として、確認調査の業務を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりである。

- (1) 事業所：株式会社 総研
- (2) 所在地：栃木県宇都宮市小幡二丁目4番5号

5. 確認調査に関する料金及びその収納の方法に関する事項

5-1 料金

調査内容	調査日数	料金
事前調査	1日	160,000円
現地調査	1日	160,000円
書類発行手数料		20,000円

確認調査において発生する交通費、宿泊費については、別途実費請求。
調査の日数は工場の規模、エネルギー使用量等により別途見積。

5-2 収納方法

確認調査の料金は、株式会社総研が指定する日までに現金又は振込みにて収納する。

6. エネルギー使用合理化基準適合書及び確認調査結果報告書の交付に関する事項

6-1 エネルギー使用合理化基準適合書（様式第12）の交付

確認調査をした第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場におけるエネルギーの使用の合理化の状況が、経済産業省令で定めるところにより、第5条第1項に規定する判断の基準となるべき事項に適合していると認めるときは、交付する。

6-2 確認調査結果報告書（様式第13）の交付

エネルギー使用合理化基準適合書の交付をしたときは、遅滞なく、経済産業省令で定めるところにより、交付した書面に係る確認調査の結果を確認調査結果報告書にて主務大臣に報告する。

7. 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任及び解任に関する事項

- (1) 確認調査を実施する者はエネルギー管理士免状の交付を受けている者とする。
- (2) 確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者は株式会社総研の役員とする。
- (3) 確認調査部門管理者は、信頼性確保部門責任者及び信頼性確保部門員を兼ねることはできない。

- (4) 信頼性確保部門責任者は、確認調査部門管理者及び確認調査部門員（確認調査員を含む。）を兼ねることはできない。
- (5) 確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の選任、解任にあたっては、確認調査業務に影響を与える恐れのある何らかの営利上、財務上、又はその他の内部的及び外部的な圧力を受けないこととする。

8 . 確認調査を実施する者、確認調査部門管理者及び信頼性確保部門責任者の配置に関する事項

- (1) 確認調査の業務が適切に実施されるよう、確認調査を実施する者を株式会社総研確認調査部に配置する。また、確認調査を実施する者は、公正かつ適切に行わなければならない。
- (2) 公正かつ適切な確認調査の業務を実施させるため、確認調査部門管理者を株式会社総研確認調査部に配置する。
- (3) 確認調査の業務について信頼性を確保するため、信頼性確保部門責任者を株式会社総研信頼性確保部に配置する。

9 . 確認調査の業務に関する秘密の保持に関する事項

役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、確認調査の業務に関して知りえた秘密を漏らしてはならない。

10 . 確認調査の申請書その他確認調査に関する書類の保管に関する事項

次に掲げる確認調査の業務に関する事項は、書面又は電磁的記録によって記載した帳簿を備える。また、この帳簿は記載した日から起算して3年間保管する。

- (1) 確認調査の申請をした者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 確認調査の申請を受けた年月日
- (3) 確認調査を行った第一種エネルギー管理指定工場又は第二種エネルギー管理指定工場の名称及び所在地
- (4) 確認調査を行った年月日
- (5) 確認調査を実施した者の氏名
- (6) 確認調査の概要及び結果
- (7) 規則第27条第8号二の研修に関する記録
- (8) 規則第30条第1号の内部点検及び同条第2号の精度管理の結果（改善措置が必要な場合にあっては、当該改善措置の内容を含む。）に関する記録

11 . 財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

- (1) 毎事業年度経過後3ヶ月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて作成した電磁的記録を含む。)を作成し5年間事業所に備え置く事とする。
- (2) 外部からの透明性を確保するため、第一種特定事業者又は第二種特定事業者その他の利害関係者から事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて作成した電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)に関して請求があった場合、費用は以下のとおりとする。

記録方法	表示方法	請求内容	請求費用
1.書面		閲覧又は謄写	無料
2.書面		謄本又は抄本	2,000円
3.電磁的記録	・記録された事項を紙面に表示する。 ・記録された事項を出力装置の映像面に表示する。	閲覧又は謄写 閲覧又は謄写	無料
4.電磁的記録	・電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法でファイルに情報が記録される。 ・磁気ディスクその他にこれに準ずる方法でファイルに情報を記録する。	送信	1,000円
		交付	1,000円

12. 確認調査の業務に関し必要な事項

- (1) 確認調査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく確認調査を行う。
- (2) 確認調査は公正に、かつ、標準作業書に基づく書類調査及び現地調査による方法により行う。
- (3) 確認調査は、その事業を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者については行わない。また、確認調査を行うに当たって、以下に掲げる項目について遵守する。

エネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスが、確認調査の結果に影響を及ぼすものでない。

規則第27条第5号に掲げる確認調査部門とエネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを行う部門が、経理的及び組織的並びに権限関係において分離している。

規則第27条7号に掲げる確認調査部門管理者と確認調査部門の業務に従事する者が、エネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを行う部

門の責任者及びその業務に従事する者を兼任しない。

確認調査とエネルギーの使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスについて、同時に営業活動を行わない。

自社のエネルギー使用の合理化についてのコンサルタント等のサービスを受けることが、確認調査の結果に有利になるわけではないことを十分に説明する。

13 . 制定・改定歴

制定 2009.4.1